

歴史をとおして他者と向き合う——『昭和史』論争を中心に¹

桂島宣弘

1.

戦後日本政府・日本社会は、東アジアの人びとと向き合い、戦争責任・植民地支配責任を追及する声に「応答」することに、ことごとく失敗してきた。このことを端的に物語っているのが、日韓の政府間では二〇二二年五月まで、「戦後最悪」といわれる事態を迎えていた事実だ。確かに、現在ではアメリカの強い主導もあって韓国尹錫悦政権が大幅に「妥協」し、二〇一八年に「再燃」した日韓の間の問題は「解決」に向かっているように見える。しかし、尹錫悦政権の「妥協」は当然にも(当事者を含めて)韓国内の激しい反発を招いており、また日本国内でもこの間(歴史修正主義者が跋扈していたにしても)問われていた日本の植民地支配に関わる「戦後責任」を直視する機会が「激減」してしまっていることに鑑みると、日韓間に横たわる歴史認識や植民地支配に関わる問題は「棚上げ」されただけで、何ら解決していないばかりか、地下マグマのごとくいつ噴出するか分からない事態になっているといわざるをえない。

ここで再度二〇一八年来の問題の経緯を振り返ってみるならば、二〇一八年一〇月、韓国大法院で、戦時中に日本製鉄(現新日本製鉄)で強制労働させられた韓国人元徴用工らが同社に損害賠償を求めた裁判で、同社に賠償を命じる判決が出されたことをきっかけに、日本政府が態度を硬化させ、その後韓国向け半導体の輸出規制、韓国政府による GSOMIA(日韓軍事情報包括保護協定)の更新拒否など、短期間の間に政府間の関係は一挙に悪化し、かくて二〇一九年度の韓国から日本への旅行者は二五%減になり、日韓間の貿易量も激減した²。

ことが政府間の問題とはいえ、こうした事態に立ち至った背景には、それぞれの世論が存在していたことこそ重要だ。日本に関していえば、安倍晋三という歴史修正主義者が政権中枢にあったこともあり、きわめて「分かりやすい」論理で、メディアも使った世論操作が行われ、韓国に対する悪感情が煽られた。きわめて「分かりやすい」論理というのは、一九六五年の日韓基本条約・請求権協定でこの問題は「決着済み」で、韓国政府・大法院の姿勢は国家間の条約違反だ、というものだ。この論理には何よりも歴代自民党政府の主張とも食い違う大きな錯誤・虚偽が存在しているが³、残念ながらこの「分かりやすい」論理を支持した世論が多数となったことが、現代日本社会の実情だ。このことは、(これまでもさまざまに指摘されてきたところだが)日本政府が植民地支配に対する反省を十分に行わず、かつアジア太平洋戦争に対する戦争責任、および戦後負うべき賠償責任をとってこなかったことへの国民全体の無自覚が積み積みの上でのことという意味では、政府間の問題では済まされない憂慮すべき事態といわざるをえない。わたくしは、この事態にこそ戦後日本政府・日本社会が東アジアの人びとと向き合うことに失敗してきたことが凝縮して示されていると考えている。

いうまでもなく、戦後史を俯瞰するならば、敗戦直後から現在まで幾度となく、日本政府・日本社会が東アジアの人びとの戦争責任・戦後責任を追及する声と向き合い真摯に「応答」していくべき機会があった。敗戦直後、東京裁判、サンフランシスコ講和条約、日米安保条約、日韓基本条約、一九六九年前後のベトナム反戦運動、日中国交樹立、教科書問題、日本軍「慰安婦」問題など。ここでは列举するに止めるが、その一つ一つにおいて、日本政府・日本社会は戦争責任・戦後責任を真つ正面から受けとめ、謝罪し賠償を行うことに(よく見ても)躊躇し、多くの場合は否定して開き直ってきた。恐らく、ようやくにして加害責任について渋々向き合わざるをえなくなったのは、わたくしの印象的評価からいえば、従軍慰安婦問題からではないか。従軍慰安婦問題といえば、周知のように、一九九一年に従軍慰安婦にされた金学順氏が実名でカムアウトして、日本政府の責任を追及し謝罪と賠償を求める訴訟を起こして以降の、現在にも続く一連の問題群を指している。韓国では既に一九九〇年から挺身隊問題対策協議会などによって追及が始まっており、また日本でも千田夏光『従軍慰安婦』が一九七八年に刊行されていたにも拘わらず、このカムアウトによって日本政府さらに日本社会も初めて真摯に「応答」を迫られることになったわけだ。もっとも、その後の

一連の過程を見れば、河野談話（さらに村山談話）や吉見義明らによる従軍慰安婦問題への政府・軍部の関与を示す資料の発掘・公表などの「成果」はあったものの（『従軍慰安婦資料集』大月書店、一九九二年。『従軍慰安婦』岩波新書、一九九五年など）、日本政府はもとより日本社会において、その「応答」には成功してきたとはいいがたい。それどころか、一九九七年に結成された「新しい歴史教科書をつくる会」などの歴史修正主義の運動などによって、一九九七年から全ての高校日本史教科書にこの問題が記述されていた状況が覆され、二〇二四年現在では二社だけ（学び舎『ともに学ぶ人間の歴史』、山川出版社『中学歴史』）という状況になったことに示されているように⁴、日本政府はもとより日本社会において真摯な「応答」に基づく、侵略や植民地支配の責任を果たそうとする動向が、とりわけ徴用工問題以降は極端に萎縮しているのが現状だ。

2.

ところで、歴史学界・学术界に目を転ずるならば、事態はどうであったのか。戦後において、戦争責任や植民地支配責任が鋭く問われ、学問的にも論議が行われた機会が確かに数度あったと考えられる。最初は、敗戦直後から東京裁判が終結する一九四八年頃であるが、これは敗戦直後という国際情勢・政治情勢からして当然といえば当然のことだろう。その中で、戦争責任論に大きな影響を与えたのは、丸山真男「超国家主義の論理と心理」（『世界』一九四六年五月号）であったことは大方に承認されている。（ここでは詳論できないが）この論考は日本社会全体を覆う「無責任の体系」をえぐり出し、その「無責任」性の責任を問いただしたという意味では、いわゆる「日本国民」全体の戦争責任を俎上にあげるものではあった。ただし、問われたのが思惟構造や「国民」個人の「自立と決断」の問題であり、しかも丸山自身が思惟構造を「外側」から俯瞰する立場に立っていたという意味では、具体的戦争犯罪に肉薄するものではなかった感が否めない。また、天皇・政府・軍部の「無責任」性がクローズアップされると、（丸山の意図がどうであったかは別として）どうしても個々人の加害性が希釈されてしまうことになる。いずれにしても、丸山の論考の影響は大きかったものの、天皇の戦争責任の免罪とアジア諸国との交流の不在（切り捨て）もあって、日本（人）の戦争責任とりわけ加害責任が、政府間はもとより学术界においても具体的に問われることは少なかったといわなければならない⁵。

次に戦争責任などが問われていたのは、いわゆる『昭和史』論争のときであったとわたくしは考えている⁶。そして、この論争には、何故、戦後日本が戦争責任に向き合うことに失敗してきたのかについて考えるための重要な手がかりが存在しているように思われるので、以下検討していきたい。

『昭和史』論争とは、一九五五年一月に、遠山茂樹・今井清一・藤原彰の共著によって刊行された岩波新書『昭和史』をめぐって三年ほど論争が行われ、ついに一九五九年八月に同一著者によって「新版」を刊行せざるをえなくなった一連の論争を指している⁷。初版は、戦後初めての満州事変から現在（一九五五年）までを記述した通史であったこと、戦前・戦時中には詳細を知らされてこなかった歴史的イベントについて、その背景・経過が実証的に描かれていること、何よりも当時の読者層にとっては自らが「生きてきた」時代を対象とした歴史書であったことなどから、反響は大きく随所で学習会のテキストとしても用いられた。ただし、著者はいずれも歴史学研究会に所属するマルクス主義歴史学者として著名であったので、書評などを通じた批判も多く提示された。初めにその論争に係りしたと思われる主要な書評者を以下に掲げておく（タイトルは省略、なお、あくまで直接的な書評を中心とし、史学史的論考で言及されているものは除外している）。

一九五五年一二月 奈良本辰也（『朝日新聞』）／小田切秀雄（『図書新聞』）／一九五六年三月 亀井勝一郎（『文藝春秋』）／松田道雄（『日本読書新聞』）／四月 神島二郎（『日本読書新聞』）／六月 遠山茂樹（『中央公論』）／七～一〇月 亀井勝一郎（『中央公論』）／一二月 和歌森太郎（『中央公論』）／一二月 篠原一（『世界』）／一九五七年五月 井上清（『思想』）／九月 藤谷俊雄（『図書新聞』）／一九五八年七月 今井清一

(『東京大学新聞』)／一九五九年一〇月 松沢弘陽(『思想』)／一九六〇年三月 荒井信一(『現代の発見6』春秋社)

このように、『昭和史』に対しては、(歴史学者のみならず)哲学者・文学者・政治学者など多方面から批判・反響が起こり、遠山らと激しい論争を起こしていくこととなるのだが、先にのべたように『昭和史』がさまざまな運動体や教育機関での教科書となった分、学界外の多くの人びとにも注目された論争となった⁸。とりわけ、今日でも有名なのは、亀井勝一郎の批判と遠山の反論であり、そこに戦争責任をめぐる問題も含まれている(亀井「現代歴史家への疑問」『文藝春秋』三四―三、一九五六年、遠山「現代史研究の問題点」『中央公論』七一一六、一九五六年)。

亀井の批判の前半のあらましをのべるならば、以下のようなになる(後半にも、歴史教育は「人間学」で「まず人間を復活させ」よ、「民族の体温」「民族詩」の宿っている「伝説」教育もせよなど、看過しえない主張があるが、ここでは触れない)。まず亀井は、歴史への欲求には「自己の生の源泉を、民族性や時代の流れのうちに確認したいという欲求」「史上において典型的と思われる人と邂逅し、新しい倫理的背骨を形成する上での根拠を発見しようという欲求」があるが、戦前期の皇国史観および戦後の唯物史観(ここでは『昭和史』を指している)のいずれも、「型にはまった砂をかむような無味乾燥の史書」であり、この欲求に応えるものではないとする。それは何故かといえば、叙述が「官僚の文章」で書かれた「人間」不在の、過去の人間を裁断する「傲慢さ」に満ちたもので、「人間」の「共感の苦悩」が描かれていないからであり、「人間性についての描写力・実証力」が「衰弱」しているからだとする。さらに『昭和史』は、「『階級闘争』という抽象観念によって二つの分類限定」に基づいた、「『国民』という人間不在の歴史」となっていると。ここで亀井は「日清戦争の頃から国民のあいだに徐々に深められてきた東洋人蔑視の感情がある。…こうして培われてきた中国への無知無関心という根ぶかい心理的基盤がなかったら、中国侵略はあのように易々と陰謀的には行われなかったろう」とのべ、『昭和史』の著者たちにはそれが実感されておらず、「あれもこれも『階級闘争』の罪に帰して」と批判する。また、各時期の政治家、共産主義者のいずれについても「個々人の人物の描写力も実に乏しい」。「共産主義者の戦いぶりも出てくるが、それはすべて正しかったのか。…戦略や戦術の大きな誤りがあった故か。あるいは人間としての欠陥を伴ったのか」。「あの戦争を『聖戦』として信じ」「日本を心から愛して死んだ」「死者の声が全然ひびいていない」。ソ連参戦に対する批判がない点も問題だ…などと続ける。かくて、亀井は「歴史家としての能力が、ほぼ完全と言っていいほど無い人々によって、歴史がどの程度に死ぬか、無味乾燥なものなるか、一つの見本として『昭和史』を考えてよい」と切って捨てることになるのである⁹。

この亀井の批判内容の看過しえない問題点については後述するが、そもそも『昭和史』とはどのような内容なのか。ここで詳細は紹介できないが、戦争責任についての記述を中心に簡単に触れておきたい。まず序文には次のようにある。

「執筆者が関心をそそいだのは、なぜ私たち国民が戦争にまきこまれ、おしながされたのか、なぜ国民の力でこれを防ぐことができなかったのか、という点にあった。かつて国民の力がやぶれざるをえなかった条件、これが現在とどれだけ異なっているのかをあきらかにすることは、平和と民主主義をめざす努力に、ほんとうの方向と自信をあたえることになるだろう」。

「私たち国民が戦争にまきこまれ、おしながされたのか、なぜ国民の力でこれを防ぐことができなかったのか」という箇所からすると、戦争責任を「主体的」に捉えようとしている感を抱かせる。だが、それは当該期のマルクス主義歴史学(講座派マルクス主義)においては、時代の「客観的条件」を階級闘争の性格から解き明かし、戦争に向かっていく政治・経済情勢を叙述することで、戦争を招いた「責任の所在」を明らかにすることであった。すなわち、『昭和史』は日本共産党を前衛とする日本の被支配階級と捉えられた

「国民」を一方の極として、対極には支配階級(=「非国民」¹⁰)たる天皇制政府、資本

家、軍部を配して、その階級闘争を基軸として歴史過程が記述されていくこととなる

（「三〇年から三二年までの時期は、労農運動・革命運動の昂揚期であった。…戦争下のこのような情勢の激化は、支配階級に恐怖とあせりをあたえた」七〇頁など）。そして、序文でいう戦争責任については、政府、資本家、軍部、さらに「転向」知識人や社会民主主義者などが負うべきものとされている（「知識人の間でのなだれをうっての退却という感じで、これがファシズムの勢力を勝利せしめるに大きな役割をもったことは疑いなかった」九〇頁、「社会民主主義者は一貫して天皇制の支持者であった」一一七頁）。戦時体制下ですら国民は「厭戦」という「なおねばり強い闘争意欲」（一九五頁）を有していたものと捉えられ、（壊滅状況に追い込まれた日本共産党も含めて）ほとんど戦争責任を免れている。

なお、亀井の批判に対しては、遠山茂樹は直ちに反論した（「現代史研究の問題点」上述）。要約するならば以下のようなものだ。歴史学は「科学」であり、「文学」とは異なる。歴史学は「人間の歴史的社会的存在であることを、論理的にあきらかにしようとする」（「歴史学は、…人びとを感動させることを直接の目的とするのではなく、あくまで学問的真理を明らかにし、これを伝達することを目的とする」「歴史叙述と歴史意識」『社会教育体系3』三一書房、一九六三年）。文学は、「人間およびその生活が、いかに個性的なもの、偶然的なもの、かけがえのない特殊において存在するかえがく」ものであることに對して、歴史学は「人間が階級として存在すること、偶然を貫きながら必然性の実現されてゆくこと」を明らかにするものである。また、アジアへの戦争責任については、中国蔑視観があったとする亀井の発言に一応賛意を表明しつつも、「軍国主義を不可欠の支柱」としている（「近代一般ではない日本の——引用者）近代化」の問題こそが「第一に批判すべき問題」であり、「西洋と東洋との対立という形で太平洋戦争を、アジアの解放と解釈づけて支持した、かつてのアジア主義も、また批判されなければならない」とする（暗に昭和浪漫派に属していた亀井を批判しているわけだ）。そして、「歴史認識が客観的であるためには、…はっきりした立場に立たなければなら」ず、それは「一九二七年テーゼ」「一九三二年テーゼ」にたった、共産党を核とする「歴史批判の立場」以外にはありえなかった、と断定する。もっとも、その共産党も五・一五事件の頃から「冒険主義の傾向が出てきて、…国民からのうきあがりを決定的にして」しまい、「労働組合を政党の私物化する傾向」などの過ちを犯し、一九三三年以降は壊滅してしまった。しかし、その「失敗」の責任を問うことは、「あまりに当時の歴史的条件を無視している。…これが歴史的に可能な、そしてその可能性のぎりぎりのものであった」とされ、亀井の求めた「（共産党の）敗北責任」を一蹴している。

3.

結論的にいえば、亀井と遠山の論争はかみあったものとはならず、戦争責任・加害責任についても、（他の評者も含めて）言及されていたにも拘わらず、それが歴史学界において深化させられていくことはなかった。

その要因はどこにあったのか。ここでは二点ほど指摘しておきたい。まず、当該期のマルクス主義歴史学の問題である。当該期と限定したとしてもマルクス主義歴史学を一括りで扱うことはあまりに乱暴なことを承知の上でいえば、被支配階級およびその前衛と捉えられた共産党が、たとい「誤謬」を犯していたとしても戦争責任を問われる「被告」の中に入る可能性は全くなかったといつてよい。荒井信一は、遠山も含めての戦後のマルクス主義者の現代史研究では、「人民や共産党は、…対象規定というよりは、むしろ方法規定」とし、「自己が戦争にたいして不在証明（アリバイ）をもつという意識」が、その戦争責任論に強く反映していることを指摘しているが（「危機意識と現代史」『現代の発見6』春秋社、一九六〇年）、一九五〇年代までのマルクス主義者において、「人民や共産党」の戦争責任が問われることがなかったことを的確に捉えたものといえる（ただし、こうした批判もあり新版では共産党の責任は問われているが、「人民」は免責されている）。

とりわけ、「不在証明(アリバイ)」意識があったという指摘は重要で、のちにアジアの人びとから突きつけられた責任追及に「応答」できなかったのも、この意識が継承されていたからであった¹¹。しかも、『昭和史』においては、「客観的立場」から階級情勢を明らかにし、「主たる責任の所在」を明らかにすることが責任論であってみれば、恐らく責任論を回避したとはおよそ考えていなかったことも、なおさらそれに「応答」する姿勢を弱めた感がある。

とはいえ、中国や朝鮮での搾取・抑圧、階級闘争の状況についての記述は、以下に見るように初版ではとりわけ詳細である。この書を手にして、初めてアジアの人びとへの抑圧・収奪＝加害の事実を知った人びとがあったとすれば、『昭和史』がアジアの人びとへの加害と向き合わなかったと決めつけることもできない¹²。

「占領した資源地帯でも、台湾・朝鮮・中国でくりかえした野蛮な掠奪的やり方が、資源の開発をさまたげてしまった。…この結果必然的に占領地住民の反抗をまねいた。…こうして日本占領地域が動揺を深くすると、それだけ八路軍・新四軍の抵抗と解放地区の発展に日本軍はにくしみをもった。…中国側から三光政策と呼ばれた残虐な戦術——みな焼け、みな殺せ、みな奪え——がおこなわれた。…朝鮮でも事情は同じで、朝鮮産米の三分の二以上が強制供出によって内地へはこび出された。朝鮮民衆は日本語の使用を強いられ、姓名まで日本語で名のらされ、「皇国臣民誓詞」をせい唱させられ、43年には徴兵令がしかれた。…中国・朝鮮の民衆は強制的に内地につれてこられて、もっとも悪い労働条件で、もっともはげしい労働、主として鉱山や土建業に従事させられた」(一八二～一八六頁)¹³。

次に問題としたいのは、亀井の『昭和史』批判だ。青年期にマルクス主義から転向した亀井は、周知のように「昭和浪漫派」に属しつつ『文学界』における座談会「近代の超克」にも参加し(一九四二年、九・一〇月号)、さらに日本文学報国会評論部門の幹事まで務め、戦後になって『新日本文学』において二五名の「戦争責任者」の一人にあげられた「文学者」であった。実は、亀井の『昭和史』批判の論理は、「近代の超克」を語っていた戦時中の論理と酷似したものといわなければならない。すなわち、亀井は「現代精神に関する覚書」(『近代の超克』創元社、一九四三年)で次のようにのべていた。

「私の主たる関心は、むしろそれら様々な思想や精神の、現代に生存し且つ死滅していくその形態に在る。善玉と悪玉にわけられ、一見正反対の立場を主張する思想が、根本においては同一の形態から生れた双生児にすぎず、同一の運命におかれてゐる…現代の危機について私の最も憂ひとするところは、言葉に対する労苦と敏感な心の衰へつつあることである。…蓋し、言葉を知らず、符牒と言葉を錯覚してゐるからであって、この発想方法からいへば、右翼思想も左翼思想も同じことなのである。…それは孤高峻厳の言葉を、解釈ではなく涙とともに感受する健全な本能を意味する。多くの将兵を戦野に送り、また英霊の数々を迎へた現下において、それは美しく証明されてゐる筈だ」。

ここでのべられている「右翼思想も左翼思想も同じこと」「善玉・悪玉は双生児」「言葉に対する労苦と敏感な心の衰へ」などは、皇国史観と並べて唯物史観を批判する論法、二項対立的な階級闘争史観を揶揄する論法、そして「官僚的文章」ではない「人間性についての描写力・実証力」を説く『昭和史』批判に受け継がれていることは明白である。無論、上引の文は、一九四三年時における日本の弊害として「言葉の危機」「感受性の頹廃」「速度性」をあげ、「西洋文明」「西洋近代」にその由来を求めて「近代の超克」を説くものであって、戦後の『昭和史』批判においては「西洋文明」「西洋近代」批判は姿を消している。しかしながら、亀井のマルクス主義批判の論理の骨格は、戦時中のそれを継承していることは明らかだろう。このほか、「現代精神に関する覚書」では、松尾芭蕉のゆっくりと「みる」旅程や「殉ずる」ことが称揚されているが、これも『昭和史』批判のべる「死に臨んで」苦悩する「人間」への「共感」という論理に通底するものといえる¹⁴。

こうした亀井の戦前・戦後の思想的連続性については、恐らく遠山らも気づいていたに

違いない。しかしながら、遠山はそうした過去を敢えて直接的には指弾しなかった（論争が「泥仕合」的になることを避けたのであろう）。だが、戦争責任を「主体的」に受けとめているかのごとき発言を、亀井がのべるためには、自らも内部にあった「昭和浪漫派」や「近代の超克」に関する何らかの「総括」が必要であったはずだ。まして、「日本を心から愛して死んだ」者たちへの「共感」を亀井が云々することは犯罪的ともいえる。しばしば指摘されているように、「近代の超克」に参加した亀井も含めた「文学者」や京都学派が学徒兵に与えた影響は大きかったからである。戦死者たちに対して、亀井は決して「不在証明（アリバイ）」を提示することはできないだろう¹⁵。

とはいえ、ここでは亀井を指弾することが重要なのではない。「戦争責任者」の一人と名指されたことが広く知られている「文学者」から、「国民」全体の「主体的」な戦争責任が問われたかのように見えたことは、どういうことだったのか。亀井の「国民」全体の「東洋人蔑視の感情」の指摘に対しては、遠山の受け止めが消極的に見えるのに対して、この部分に賛意を表する論者も少なからずいたようだ（松沢弘陽、荒井信一など）。だが、明らかに「戦争責任者」と名指された者から、何らの謝罪や弁解もないまま、「外側」から「主体的」責任が指摘されている事態は、この論争で確かに問われていたに違いない「主体的」責任の問題を、かえって主舞台から押し流していくことになったのではないか。

4.

ところで、亀井の議論には『昭和史』の執筆者たちも論じていない重要な陥穽があった。それは、「人間を描け」といい、「国民の責任」といいつつ、「人間」「日本人」「（日本）国民」「日本民族」が混在しながら用いられている、ということである。これを見るならば、普遍的概念の筈の「人間」は、「日本人」を意味しており、しかもそれをあまりに自明なことと考えているから、不用意に（融通無碍に）混在して用いられていることが分かる。

この点を鋭く衝いたのは、酒井直樹である¹⁶。酒井は、戦争責任を問うためには、それを問う立場の者と問われる立場の者、「原告としての主体」と「被告としての主体」を明確にしなければならないとし、『昭和史』については階級の相違がそれをひとまずは担保しているとする（被支配階級＝原告、支配階級＝被告）。ただし、『昭和史』のもう一つの主語である「（日本）国民」の全体ではこの点が曖昧にされてしまう危険が生じる。まして、『昭和史』では原告は「国民」であるわけだから、そうなると被告である支配階級を「非国民」としなければならない（松沢がそれを指摘していたことは註9でのべた）。だがそれは明らかに戦前・戦時期の現実（「熱狂的民族主義者」として「国民」の代表としてふるまった支配階級、あるいは実質的には「非国民」として扱われた中国人・朝鮮人）と食い違うので、『昭和史』では結局は曖昧になったままである。そこにつけ込んだのが「ナチスのような民族至上主義者」亀井の議論で、一見「日本国民」の戦争責任を問うているようで、「共感」できる「国民」「日本人」の一体性を語ることで、被告と原告を曖昧にし、むしろ戦争責任を「蒸発」させてしまった。「階級差さえも消去したために、詰問する主体が消滅してしまった結果、日本の支配階級も日本軍も、詰問されることさえ無くなってしまった」というのである。

さらに「亀井のこのどうしようもないだらしなさを『昭和史』の著者達は指摘しようとしていない。…それは、彼らが、自分たちの論争が『日本人』以外の人々へも開かれている、あるいは開かれてあるべきだ、という意識を全くもっていない」からである。だが、日本国民の責任が問われるというのは、「非日本人」「非国民」による問いかけが、外から訪れる場合であって、「日本人」以外の人びとに開かないかぎり、戦争責任論は問題化してこない。従軍慰安婦問題が曲がりなりにも加害責任に「応答」せざるをえない一つの契機となったのは、こうした問いかけが、「非日本人」である被害者個人からなされたからであった¹⁷。

酒井は、ポスト・コロニアルを「post factum」「取り返しがつかないコロニアル」とし、「日本人」「日本国民」には、「取り返しがつかないコロニアル」としての戦争責任・植民地支配責任が消去できない形で刻印されているとする。ただし、「日本人である」ことは、亀井のごとき「日本人」以外を排除しての、自明に見える「共感」的共同体としてのそれを意味するものではない。「非日本人」と関係的に向き合ったときに、（自由に選べるものではないとはいえ）そこに刻印されている戦争責任への「応答」を引き受けることを伴った一つの主体的立場、それが「日本人である」ということである（それは関係的に向き合ったときの主体的立場の一つであって、関係的状况に応じて「男として」「～として」という立場も問われることもあるだろう）。そして、このような主体的「日本人」の場合、「わたくしは、直接的戦争責任はないとしても、日本人の一員としてそれを告発することを怠ってきた責任がある」といった戦争責任追及に対する「応答」がなされなければならない。それは直接的「戦争責任者」あるいは戦後責任を果たそうとしない「日本人」内の対象（政府・企業・諸個人など）を明確にしていくという意味では、「日本人」の中に分裂をもちこむ行為となるが、「未来に向けて、新しい社会的関係を作り出すための」機会を与えてくれる行為でもある、というのが酒井の結論である。

酒井の議論は、情緒的・共感的ナショナリズムが、戦争責任を「蒸発」させてしまう当のものであることを鋭く暴いて見せた。「ナショナル・ヒストリー」や情緒的で曖昧な「日本人」という閉域の議論こそ、戦後歴史学が戦争責任・戦後責任と向き合うことに失敗してきた元凶であったのだ。

ここで想起されるのは、積極的に「トランスナショナル・ヒストリー」の重要性を説いている尹海東¹⁸が、同時に植民地支配に対する「協力者」の「責任」を厳しく問うていたことだ。尹がナショナリズム、「ナショナルヒストリー」を厳しく批判してきたのも、「解放後の韓国で急速に普及した意識としての民族的同一性」が、かえって「協力」行為を「忘却」させる役割を果たしてきたからであった。尹がそれを「ポストコロニアルな記憶喪失」とのべているのも象徴的である¹⁹。

「トランスナショナル・ヒストリー」（グローバルヒストリー）は、最近ようやくにして日本でも市民権を獲得しつつある（『岩波講座世界歴史 11』岩波書店、二〇二二年など）。このことは歓迎すべきことだが思うが、わたくしは何か腑に落ちないものも感じていた。それは、（尹海東とは異なって）「ナショナル・ヒストリー」は何をしてきたのか、何をしてしまったのかというギリギリのところでの総括がなされないまま提起されることが多かったからではなかったか。そして、日本の「ナショナル・ヒストリー」の「極北の問題」とは戦争責任・加害責任・植民地支配責任の問題であるとするならば、「トランスナショナル・ヒストリー」は、「日本人」以外の人びとに開かれた、主体的立場に立った諸個人同士による「応答」関係によってこそ、初めて可能になっていくものではなかろうか。

（立命館大学名誉教授）

¹ 本稿は二〇二三年一月一日に韓国学中央研究院で開催された韓国歴史教育学会において報告した「歴史をとらえて『他者』と向き合う」に加筆・修正を加えたものである。当日の報告については、韓国では『歴史教育』一七〇輯、二〇二四年として公表されている（韓国語、沈熙燦訳）。

² 内田雅敏『元徴用工 和解への道』ちくま書房、二〇二〇年。

³ 日韓基本条約・請求権協定を盾にとる安倍政権は、この条約・協定が不十分であることを認識した（自民党も含めた）歴代政権が、これまで積み上げてきた修正・改善を一切無視し、問題の多かった日韓基本条約にまで問題を戻してしまう「ちゃぶ台返し」を行ったといわなければならない。一九九五年の「村山談話」、一九九八年の金大中・小渕恵三政権による「日韓パートナー宣言」、二〇一〇年の菅直人「首相談話」など。安倍政権は、今次の韓国大法院判決を、日韓請求権協定の「ちゃぶ台返し」であるとしているが、「ちゃぶ台返し」を行ったのは安倍政権の側である。なお、前掲内田雅敏『元徴用工 和解への道』は、この間の経緯を広く日中関係や北朝鮮との関係まで射程に入れて整理した良書といえるが、そもそも徴用工問題は（慰安婦問題と並んで）「ちゃぶ台」自体に載っていなかったと的確に指摘しており、この点からも日本政府のいい分は成り立たない。

⁴ 山川出版社は二〇二〇年検定で記述を復活させたものの、それ以前は学び舎版一社のみという状況で

あった。高校教科書に関しても、二〇二二年度から必修科目となった「歴史総合」の教科書は二種類で、そのうち九種類で慰安婦が記述されている。しかしながらその強制性が叙述されている教科書は、わずか一社（山川出版社）にすぎない。また、二〇二二年検定では、高校二年生以上が選択する「日本史探究」「政治・経済」から、「従軍慰安婦」「日本軍慰安婦」という表現が全て消え、「慰安婦」に統一されているが、これは前年の閣議決定に従ったものであった。ちなみに、「徴用工」などの「強制連行」も、閣議決定によって「徴用」や「動員」に修正させられている。以上、「慰安婦問題」の教科書記述については、「教科書『慰安婦』記述データベース」（女たちの戦争と平和資料館作成）を参照。

- ⁵ わずかに加害責任を自身の問題も含めて問いただしたのは、文学者たちであった。『文学時標』など。『新日本文学』一九四六年六月号は、「戦争責任者」として二五名のリストを掲げるが、その中には後にとりあげる亀井勝一郎の名も見える。この他、論壇において注目されるのは、中国への侵略責任を突きつめた竹内好の論考（『現代中国論』河出書房、一九五一年、新編は筑摩書房、一九六六年）だが、今は措く。
- ⁶ ただし、『昭和史』論争で問われていたのは、戦争責任の問題ばかりではなかった。というよりも、むしろ「人間」に肉薄する歴史記述の問題、歴史方法論の問題、現代史の問題、マルクス主義歴史学の問題などが焦点化し、今日の史学史でもそのように総括されることが多い。したがって、戦争責任の問題も問われていたにも拘わらず、結局は散発的議論に終わり、この意味ではそれに向き合うことにここでも失敗したのが『昭和史』論争であったとすべきかもしれない（小稿ではこの要因を考えてみたい）。
- ⁷ したがって、初版のどの部分が修正されたのかを見ることで、『昭和史』の執筆者たちが、批判をどのように受けとめ、あるいは受けとめなかったのかが理解されるのだが、紙幅の関係もあり今回は考察の対象外にしている。
- ⁸ 昭和史論争については、大門正克『昭和史論争を問う』日本経済評論社、二〇〇六年などを参照した。なお、成田龍一は、この論争と西川長夫と色川大吉の論争などを、戦後歴史学の特筆すべき論争としている（『歴史学のスタイル』校倉書房、二〇〇一年）。
- ⁹ ここでは、亀井『現代史の課題』岩波現代文庫、二〇〇五年から引用した。
- ¹⁰ 松沢弘陽は、『新版昭和史』一九五九年への書評で、旧版を評し「国民とは民族としての客観的契機を共通にする日本人民全体から支配層を排したもの（支配階級は非国民である）とされている」とのべる。『思想』四二四号、一九五九年。
- ¹¹ マルクス主義の「客観的分析」「不在証明」などの特徴は、共産党系のみならず非（反）共産党系グループにも継承されていったといえる。学界ではほとんど問題にされていないが、一九七〇年七月七日に開催された新左翼系の出入国管理令改正反対集会において、華僑青年闘争委員会（華青闘）は「今日まで植民地戦争に関しては帝国主義の経済的膨張の問題としてのみ分析されがちであったが、しかし日本の侵略戦争を許したものは抑圧民族の排外イデオロギーそのものであった。今日、日・朝・中国人民が分離されたかたちでマルクス主義が語られており、…（だが）それは分離したものではない。日本人民は三者の中でどうするのか。抑圧民族という自己の立場を自覚しそこから脱出しようとするのかそれとも無自覚のまま進むのか」と問い、「日本階級闘争のなかに、ついに被抑圧民族の問題は定着しなかった」ことを告発した（「華青闘告発」とよばれている）。
- ¹² 『昭和史』は、「書き手」と「読み手」が同じ体験を共有している現代史として初めて編まれたもので、叙述内容が「事実」や「本質」と考えたことのみであったとしても、「読み手」の「主体的」責任問題を惹起せざるをえないことは考慮すべきだろう。ただし、松沢弘陽は、アジアの人びとに関する叙述の分量は未だ不十分で「日本国民の加害として、国民のバランス・シート的一方に」同等に記載すべきとする（前掲『思想』四二四号）。
- ¹³ このほか、「植民地でも、階級闘争の激化が日本帝国主義の基礎をゆるがせた。（光州学生事件）は翌三〇年にかけて全朝鮮の民族運動に発展した。憲兵と警察とによる徹底的な弾圧が行われたが、朝鮮の民衆はこれに屈しなかった。一月には朝鮮紡績釜山工場で女工二千人がストライキにたち上ったほか、京城、平壤、元山などで労働者ストライキは憲兵・警察との流血の闘争をくりひろげた。…台湾でも同じように、労働者・農民の闘争はたかまった」（四七頁）など。なお、新版では「国民」の被害の叙述は精細になっているにも拘わらず、朝鮮などに関わる叙述は少なくなっている。松沢は前掲「書評」で「それは大きな疑問」とし、新版の「国民の責任が、他の三者（新版では支配層、前衛党、新聞——引用者）に転嫁されることによって解除されるかのような叙述」を批判している。
- ¹⁴ 亀井の思想過程については和田悠「昭和史論争のなかの知識人」前掲大門書を参照。
- ¹⁵ 前掲和田悠「昭和史論争のなかの知識人」。
- ¹⁶ 酒井直樹「日本史と国民的責任」『ナショナルヒストリーを学び捨てる』東大出版会、二〇〇六年）。
- ¹⁷ 周知のように、朝鮮の人びとは、植民地下にあっては「臣民」とされつつも、隠然・公然と「非日本人」として差別的に処遇され、戦後は日本国憲法施行前日（一九四七年五月二日）から、暴力的に「非日本人」（「みなし外国人」）として日本社会から切り離され、日本政府が「日本国民」に対して支払っ

た補償・賠償などの対象外とされた。従軍慰安婦問題が「非日本人」からの告発であるといった場合、「非日本人」にまわりついている、こうした歴史的経緯は明確にしておかなければならない。

- ¹⁸ 尹海東は、グローバル・ヒストリー（トランスナショナル・ヒストリー）とは、「横断国家的・超国家的・通国家的」歴史のことであるとし、以下のようにのべている。

「人類の歴史とりわけ近代世界体制の歴史は、一国を単位とするのを前提としてのみ理解されてきたし、それがまさしく近代歴史学の重要な属性であった。ところが、国家を乗り越え国家の間を横断できる視角を持たない限り、人類の歴史を正しく把握することはできない、という自覚から提起されたのがトランスナショナル・ヒストリーの試みである。要するにトランスナショナル・ヒストリーとは、一国史を乗り越えようとする代案的歴史として提起されたのである。（中略）それは次のような問題意識を含んでいると思われる。第一に、ヨーロッパ中心主義を乗り越えようとする試み、第二に、中心に対する周辺の問題提起、第三に、国史（national history）の二分法的視座を乗り越えようとする試み、第四に、地域史（regional history）の閉鎖性に対する懸念などである。トランスナショナル・ヒストリーは、近代歴史学の基礎である一国史を乗り越えるとしても、ヨーロッパ中心主義を克服し周辺とマイノリティーを中心に全地球的な次元から歴史を新たに理解しようとする問題意識を含み込んでいるといえる。さらに、人間中心の歴史を相対化させることにより、生態史の問題意識を強化させる点においてもトランスナショナル・ヒストリーの意義を高く評価がすることができるだろう」（「トランスナショナル・ヒストリーの可能性」『季刊日本思想史』七六号、ペリカン社、二〇一〇年、裴貴得訳）。

- ¹⁹ 尹（沈熙燦ほか訳）『植民地がつくった近代』三元社、二〇一七年。